

(開会 午前10時00分)

○角委員長

おはようございます。それでは定足数に達していますので、ただいまから経済建設常任委員会を開会いたします。

本日の日程は配付のとおりです。

直ちに会議を開きます。

最初に、本委員会の会議録の署名委員に林修三委員、桜田秀雄委員を指名いたします。

これから議案の審査を行います。

当委員会に付託された案件は、お手元に配付してある日程のとおり8件です。

議案第4号、非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この議案は朗読を省略して、直ちに提案者の説明を求めます。

○梅澤農業委員会事務局長

それでは、議案第4号、非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

付議案8ページ、議案説明資料8ページから11ページをご参照ください。

今回の条例改正の経緯でございますが、平成27年の農業委員会法の大幅な改正に伴い、農地等利用の最適化、具体的には担い手への農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進に関する事務が任意事務から必須事務となり、新たに農地利用最適化推進委員を置くこととなったこと等に伴い、平成28年度より農地利用最適化交付金制度が創設されました。

国では、農業委員・農地利用最適化推進委員の農地利用の最適化の積極的な活動の動機付けの1つとして、農地利用最適化交付金の活用を想定し、現在の委員報酬に対しての上乗せ条例が未整備の市町村に、農業委員・農地利用最適化推進委員の改選時期に併せて、条例整備の検討をお願いしています。

このことから、本市におきましても、昨年7月より農業委員会法改正後2期目となる新委員による農業委員会の体制に移行したことから、日々の農地利用最適化活動や、その成果に応じて支払われる農地利用最適化交付金を活用し、農地等利用の最適化の推進を図るため、条例改正を行おうとするものです。

以上で説明とさせていただきます。よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○角委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○桜田委員

農業委員会には、農業委員会を設置することに伴いまして、農地面積割合に応じて現在も補助金が交付されていると思うんですが、八街は今どのぐらいの金額を交付されているんでしょうか。

○梅澤農業委員会事務局長

現在、約280万円弱ほどを農業委員会交付金ということではいただいております。

○桜田委員

新設の交付金ですか、農業委員以外に推進委員にも農地利用の最適化推進活動のために新たに人件費に充当されるものと思いますけれども、八街市はこの交付金の金額はどのぐらいを予定されているか、分かりますか。

○梅澤農業委員会事務局長

令和3年度につきましては、委員の皆さんが毎月1日以上、農地利用最適化の推進活動を行い、その活動のうち、集積・集約化の活動が全体の30パーセントと見込みまして、1人当たり6千円の12か月で7万2千円、全部で、農業委員と推進委員を合わせて29名おりますので、208万8千円を見込んでおります。

○桜田委員

この事業に伴って、市の持出分は増えるのでしょうか、それとも減るのでしょうか。

○梅澤農業委員会事務局長

今回につきましては、全額、国の交付金を100パーセント充当いたしますので、市の負担についてはございません。

○桜田委員

活動の評価をしてみると、全て本人が行うようになっておりますけれども、交付金事業の中には返還規定もありますよね。この評価の検証を農業委員会としてはどのような形でやられるのでしょうか。

○梅澤農業委員会事務局長

これにつきましては、毎月、農業委員及び推進委員から提出いただいております活動記録簿におきまして確認いたします。当然、会計検査の対象となりますので、きちっと毎月、活動記録簿の方を農業委員会として調査いたしまして、交付金の活動になるもの、それをきちっと確定した中で交付申請してまいりたい、このように考えております。

○桜田委員

返還を求められる具体的な例題みたいなものがあれば、お聞きしたいんですが。

○梅澤農業委員会事務局長

この交付金につきましては、活動実績に基づきまして年度末に交付いただくということでございますので、先にいただくものとは違いますので、きちっと毎月の活動の方を確認した中で交付申請してまいりたいということでございます。ですから、先ほど言いました活動記録簿にないようなもので、ないようなところで申請してしまいますと、当然、返還になってしまいますが、その辺につきましてはうちの方で厳しくチェックして、年度末に申請してまいりたい、このように考えております。

○桜田委員

当然、じゃあ、うその報告書を上げれば後に返還を求められる、こういうこともあろうかと

思いますけれども、その辺はしっかり運用していただきたいなと思います。

以上です。

○角委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○角委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了いたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○角委員長

討論がなければ、これで討論を終了します。

これから議案第4号、非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○角委員長

起立全員です。議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第7号、八街市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この議案は朗読を省略して、直ちに提案者の説明を求めます。

○飯田都市計画課長

それでは、議案第7号、八街市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定につきまして、ご説明いたします。

付議案の11ページ、議案説明資料の16ページをご覧ください。

今回の改正につきましては、所得税法の改正により、同法に規定されている寡婦及び寡夫の定義が改正されたため、同法の用語を引用している八街市営住宅管理条例の規定の一部について見直し、引用する法律名及び用語について、改正するものでございます。

改正内容につきましては、条例第8条第5項中20歳未満の子を扶養している寡婦もしくは寡夫を母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子もしくは同条第2項に規定する配偶者のない男子で、20歳未満の子を扶養している者に改めようとするものでございます。

なお、施行期日は公布の日からとしております。

以上で、議案第7号、八街市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○角委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○角委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了いたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○角委員長

討論がなければ、これで討論を終了いたします。

これから議案第7号、八街市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○角委員長

起立全員です。議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号、八街市下水道事業運営審議会条例の制定についてを議題といたします。

この議案は朗読を省略して、直ちに提案者の説明を求めます。

○中村下水道課長

議案第8号、八街市下水道事業運営審議会条例の制定について、ご説明いたします。

付議案の12ページ、議案説明資料の18ページをご覧ください。

まず、制定の理由につきましては、令和2年4月1日より下水道事業は地方公営企業法第2条第2項の財務規定を適用し、企業会計方式へ移行したわけですが、近年の人口減少や節水機器の普及による下水道使用料の減少、施設の老朽化や耐震化等の課題、国の補助制度の変化もあり、一般会計の負担の程度等を勘案しながら住民サービスを確保するため、持続可能なものとする必要がございます。しかし、下水道使用料で経費を賄えない状況や、一般会計からの補助金に依存している状況を考慮すると、収入の確保や施設の長寿命化を図るストックマネジメント計画による改修費用の平準化などの課題がございます。

これらを踏まえ、下水道使用料に関することや受益者負担金に関すること、事業区域の変更など、運営上必要な事項が生じた場合について、市長の諮問に応じ、調査審議を行うため、有識者や下水道使用者及び公募による市民代表で構成する組織を設置し、下水道事業の健全な運営を図るため、本条例を制定しようとするものでございます。

内容といたしましては、第1条は運営審議会設置についてであり、下水道事業の円滑な運営を図ることを目的としております。

第2条は所掌事務についてであり、市長の諮問に応じ、調査審議する項目を定めるものであります。

第3条は組織についてであり、審議会の組織の構成について、有識者や下水道使用者並びに市民公募により選任し、8名以内で組織することと定めるものであります。

第4条は任期についてであり、2年を基本とし、再任を妨げないものとしております。また、

補欠委員の任期は前任者の残任期間とすることと定めるものであります。

第5条は会長及び副会長についてであり、委員の互選により会長を置くこと及び会長決定後、会長が委員のうちから副会長を指名することと定めるものであります。

第6条は会議についてであり、会議の招集や議長の当て職、審議会開催の出席割合を定めるものであります。

第7条は庶務についてであり、審議会における庶務は下水道課で行うことを定めるものであります。

第8条は委任についてであり、この条例に定めるもののほかに必要な事項が生じた場合は、市長が定めることとするものであります。

附則として、第1項は施行期日についてであり、この条例は令和3年10月1日から施行することとするものであります。

第2項は準備行為についてであり、審議会の委員の委嘱に関し、選任準備や市民公募による募集期間を設けるなど、必要な行為は、この条例の施行前に行うことができるものとしてあります。

第3項につきましては、非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を併せて改正するものであり、非常勤特別職の職員として下水道事業審議会委員を加えるものとし、その報酬として会長は月額5千500円、委員は月額5千円とするものでございます。

以上をもちまして、八街市下水道事業運営審議会の設置に関する条例の制定についての説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○角委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○小澤委員

何点か確認させてください。

審議会を設置するということになりますが、構成メンバーの中に、組織の中に、有識者とか下水道使用者、市民からの公募ということになりますが、有識者というのはどういった方を想定されているのか、また下水道事業となると、相当の専門性といいますか、様々な知識等々が必要になってくると思いますが、市民公募に求める要件的なものとかがあれば、教えていただければと思います。

○中村下水道課長

お答えいたします。

有識者ということでございますけれども、他市の例、先行して行っている他市の例でございますと、市内在住の大学の教授、あるいは公認会計士、それから事業経営者等という方が今は有識者として選ばれており、そのほかにはオブザーバーとして県の下水道事務所の所長さん、そういった方々を選任しているという例がございますので、本市でも参考とさせていただいて、そのような方がいらっしゃればということなんですけれども、加えて公募による方ということに関しましては、今現在の下水道使用者の中から公募で1名ということなんです

けれども、今現在はまだ白紙の状態、どういった方を選ぼうかというところまでは、これからちょっと考えてまいります。

○小澤委員

ありがとうございます。

ちなみに、内訳的には有識者が何名とか、下水道使用者の中から市民公募で1名ということでしたが、内訳的なものは決まっていたりするのでしょうか。

○中村下水道課長

こちらはまだ細かくは決めてございませんで、公募による1名というのは八街市の審議会等の委員の公募に関する規則で、審議会の人数に応じて公募で何人以上ということでございますので、うちの方で8名以内と考えていることから、公募は1名ということなんですけれども、そのほかの委員に関しましてはバランスよく配置できればということで、まだ今現在は白紙の状態でございます。

○小澤委員

ありがとうございます。

続いて、すみません、会議のところなんです、会議とは、すみません、私の勉強不足なのか、分かりませんが、会議と審議会の違いというのは、どういった整理をすればよろしいのでしょうか。

○中村下水道課長

これは表現の形が違うだけであって、実質は同じでございます。

○小澤委員

それでは、会議の開催頻度というのは、今のところどれぐらいの頻度での開催を予定されていらっしゃるのでしょうか。

○中村下水道課長

今現在は年に1回程度と考えてございまして、先ほどのご説明のとおり、下水道使用料とか、いろいろ運営上必要なことが、事項が生じたときに開催するというので、基本的には1回程度かなということで予算計上してまいりたいと考えております。

○角委員長

ほかに質疑はありませんか。

○林（修）委員

確認しますけど、会議の回数ですけど、今の答弁では1回ですか、年に1回で大丈夫ですか。この資料によると、今後の下水道事業は人口減少による収入の確保や施設の耐震化などが課題ということで、これらを少しでも解決していくために、先ほど8名の市民で構成して調査するということだと思うんですけども、これが1回でいいのかという疑問を感じる。

併せて、1つだけ伺いますけど、人口減少によるというのは分かりませんが、施設の耐震化などの課題、このことについて、今は実際にどのような現状なのか、具体的に例を挙げて教えてください。

○中村下水道課長

審議会の回数ということにつきましては、一応、令和3年度の予算といたしましては、第1回目に会長を決めたりとか、そういったこともありますので、1回ということでは予算計上してございますが、その後は、先ほど委員さんがおっしゃったとおり、いろんな事案がございます。それに関しまして、状況が刻々と変わってくる場合もございますので、それに関しましては補正しながら、回数は増やしていくことになろうかと思っております。

耐震とか、そういったストックマネジメント的なものになるんですが、こちらにつきましては今現在といたしまして、大きな幹線になりますけれども、こちらにつきましては耐震の調査をしたところでございまして、これに関しましては震度6強的なところではもたない幹線が一部ございましたので、それにつきましては改築が完了してございます。それにつきましては、耐震の規定がまた変更になるようではございましたら、それに応じてまた変更されることになろうかと思っております。

ストックマネジメント計画ということで、老朽化の部分に関しましては補助金がついて、老朽化が進んでいるかどうかという管路調査、施設調査というのを実施してございます。毎年、3年ぐらいかけて今実施しているところでございますが、これにつきましては、施設の改修もしくは改築が必要な部分が出てくれば予算に計上しているわけではございますけれども、それと経費の兼ね合いを考えながら、必要となれば審議会を開催して、方向を出していきたいということになりますので、事案が生じた段階で増える可能性は十分ございます。

○林（修）委員

昨今、大きな台風あるいは地震等、いろんな災害が想定されています。そういうときに八街の実態、下水道の実態を考えると、かなり老朽化しています。ですから、老朽化している、あるいは今後の下水道の対応を考えるときに、今提案されている8名の委員の意見もより参考になるのかなと思っておりますので、答弁の中にありましたように、令和3年はできるわけですので、これが発足するわけなので、1年に1回というのはやむを得ないと思っておりますが、最低でも、令和4年に入ったら、やっぱり初めがあって終わりがあるので、1回目があって、2回目があるという形の中で、八街の下水道がどんな課題を抱えていて、委員さんの意見をいただいて、こういう解決法があるだろうといったことを論議してもらいたいし、またそのことを何らかの形で市民に知っていただいて、八街の下水道が向上、発展していくような在り方を求めたいなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○角委員長

ほかに質疑はありませんか。

○桜田委員

1点だけ、お伺いします。

補足の中で、一番下の方に審議会は地方自治法第138条の43項の規定に基づく執行部の附属機関となっているんですが、議員の参加はないということですね。

○中村下水道課長

はい。議員の参加は考えてございません。

○角委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○角委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了いたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○角委員長

討論がなければ、これで討論を終了いたします。

これから議案第8号、八街市下水道事業運営審議会条例の制定についてを採決いたします。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○角委員長

起立全員です。議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号、令和2年度八街市一般会計補正予算中、当委員会付託分についてを議題といたします。

お諮りします。審査の方法は款ごとに審査したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○角委員長

ご異議なしと認めます。審査の方法は款ごとに審査することに決定いたしました。

歳出4款衛生費の内1項6目及び2項について、提案者の説明を求めます。説明は補正予算書の項目順にお願いいたします。

○塚本環境課長

それでは、補正予算書の27ページをお願いします。

4款衛生費、1項保健衛生費、6目公害対策費について、ご説明いたします。

補正前の額に83万5千円を減額し、4千509万5千円とするものでございます。

説明欄にてご説明いたします。

不法投棄監視対策費6万9千円の減額につきましては、12節委託料で、産業廃棄物不法投棄監視業務の事業費の確定による執行残の減額でございます。

水質対策事業費15万円の減額につきましては、12節委託料で、地下水水質調査業務の事業費の確定による執行残の減額でございます。

公害対策諸費40万2千円の減額につきましては、12節委託料で、自動車騒音常時監視業務の事業費の確定による執行残の減額でございます。

続きまして、28ページをご覧ください。

環境保全対策推進費11万4千円の減額につきましては、13節使用料及び賃借料で、新型

コロナウイルス感染症拡大防止のため、視察研修を中止したことにより、自動車借上料を減額するものでございます。

住宅用省エネルギー設備等導入促進事業費10万円の減額につきましては、18節負担金補助及び交付金における住宅用省エネルギー設備等設置費補助金において、県からの補助金の交付額が決定されたことによる減額でございます。

○土屋クリーン推進課長

それでは、補正予算書28、29ページをご覧ください。

4款衛生費、2項清掃費、2目塵芥処理費について、ご説明申し上げます。

補正前の額9億7千194万4千円から8億677万8千円を減額し、補正後の額を9億6千326万6千円にしようとするものでございます。

説明欄をご覧ください。

ごみ焼却施設基幹的設備改良事業費で、12節委託料、ごみ焼却施設長寿命化総合計画策定業務及びごみ焼却施設基幹的設備改良工事発注支援業務の入札による額の確定による減額補正でございます。

以上で、4款衛生費の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○角委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○角委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

次に、歳出5款農林水産業費について、提案者の説明を求めます。

○相川農政課長

補正予算書29、30ページをご覧ください。

5款農林水産業費、1項農業費について、ご説明いたします。

3目農業振興費は、補正前の額から1億795万2千円を減額し、補正後の額を10億652万3千円にしようとするものです。

説明欄の各事業費ごとにご説明いたします。

初めに、森林環境整備基金621万9千円の増額は、国から交付された森林環境譲与税738万8千円を、森林クラウド使用料及び市道等周辺森林整備業務に充当した後の残額を後年度の事業に活用するため、基金に積み立てるものです。

次に、農業後継者対策事業費660万円の減額のうち、成年就農給付金226万円の減額につきましては、年度途中で給付対象の方が給付期間の満了を迎えたため、差額を減額するものです。

農業次世代人材投資事業補助金300万円の減額につきましては、当初、新規の給付対象者を5名と見込んでおりましたが、これまでの実績で3名であったため、2名分を減額するものです。

農業後継者育成支援給付金134万円の減額につきましては、当初、新規の給付対象者を4名と見込んでおりましたが、6名と増えたものの、給付金の給付開始時期が年度途中であったことによる差額の減額及び年度途中で給付期間の満了を迎えた方がいるため、その差額を減額するものです。

次に、被災農業施設等復旧支援事業費1億757万1千円の減額のうち、被災農業施設等復旧支援事業補助金9千638万2千円の減額及び被災農業施設等復旧支援事業補助金の補強分118万9千円の減額につきましては、大規模に施設園芸を行っている農業法人から、当初提出のあった見積書により事業費を見込んでおりましたが、他社から新たに見積書を徴したところ、大幅な価格の差があったことで、事業費を変更したことによる減額が主なものです。

そのほか、農業用のビニールの張り替えなどの軽微な修繕において、自身で施工を行ったものについての一部取下げや、また倉庫の建て替えにおいても事業の取下げがありましたので、減額するものです。

被災農業施設等復旧支援事業補助金の軽微補強1千万円の減額につきましては、本事業は国の被災農業施設等復旧支援事業の補強事業の対象とならない軽微な補強等に係る経費に対し、県単独の補助事業として今年度5月に追加された事業で、9月議会で補正予算を計上したところです。予算計上するにあたり、希望調査を行ったところですが、見積書の提出が間に合わず、概算での予算計上でありましたが、今回、見積書が整い、精査できたことから、減額するものです。

以上で、5款農林水産業費の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○角委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○桜田委員

それでは、予算書29ページの一番下なんですが、被災農業施設等復旧支援事業ですが、これは一昨年の台風15号とか19号、あるいは10月25日の大雨、それらの災害に対して農業施設とか機械の支援、そういうものに充てられる金額だと思うんですが、具体的に項目別にどのような実績だったのかは分かりますか。

○相川農政課長

具体的なハウスであったり倉庫であったり、棟数で申し上げますと、パイプハウスにつきましては2千208棟、倉庫につきましては138棟、その他機械、井戸などの小屋、そちらが42件となっております。

○桜田委員

この支援事業の中に、いわゆる営農を継続することを前提とするというのがありますが、この一連の災害の中で営農を断念したという事例はあるのでしょうか。

○相川農政課長

件数まではちょっと分かりませんが、施設栽培を止めて露地栽培に移行したという方

はいらっしゃいます。

○角委員長

よろしいですか。

○桜田委員

はい。

○角委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○角委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了いたします。

次に、歳出6款商工費について、提案者の説明を求めます。

○富谷商工観光課長

それでは、6款商工費について、ご説明いたします。

補正予算書は引き続き30ページをご覧ください。

6款商工費、1項商工費、2目商工業振興費につきましては、補正前の額から59万2千円を減額し、補正後の額を2億2千82万1千円にしようとするものでございます。

説明欄にてご説明いたします。

消費生活対策費15万円の減額につきましては、12節委託料で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、消費生活支援講座を中止したことにより、業務委託に係る費用を減額するものでございます。

次に、中小企業金融対策費43万8千円の増額につきましては、18節負担金補助及び交付金で、中小企業資金融資利子補給金について、今年度の執行予定額が予算額を下回る見込みであることから82万5千円の減額、及び21節補償補填及び賠償金で、市の中小企業資金融資制度を利用した事業者が業績悪化により債務不履行となり、千葉県信用保証協会が代位弁済を行いましたので、保証協会との覚書により、市がその一部を損失補償するもので、126万3千円の増額でございます。

次に、31ページをご覧ください。

商工業振興費88万円の減額につきましては、12節委託料で、八街駅南口商店街振興組合が運営する八街市推奨の店「ぼっち」が実施する特産物販売促進業務で年間40回の出店を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、ほとんどのイベントが中止となったことから、32回分の額を減額するものでございます。

以上で、6款商工費の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○角委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○山田委員

それでは30ページ、21節の補償補填及び賠償金に関して、お聞きいたします。こちらは先ほどコロナで厳しい状況ということでお話がありましたが、例えば件数だったり、あと具体的な業種等は把握されていますでしょうか。

○富谷商工観光課長

件数は1件でございます、業種の方は製造業でございます。

○山田委員

では、続きまして31ページ、商工業振興費の委託料に関してなんですけれども、ほとんど中止ということでお話がありましたが、実現できたものは何かありますでしょうか。もしあれば、お聞かせください。

○富谷商工観光課長

昨年10月に岩手県で開催されましたイベントがございまして、こちらの方に2日間、「ぼっち」の方が出店しております。今年度につきましては、1つのイベントのみでございます。

○角委員長

ほかに質疑はありませんか。

○小澤委員

すみません。1点確認をさせていただきます。

消費生活対策費、30ページですが、消費生活支援講座ということで、講座の開催ということですが、新型コロナウイルス感染症拡大によって消費生活相談を受けられた件数であるとか、内容であるとか、もしもお分かりでしたら教えていただければと思います。

○富谷商工観光課長

消費生活センターへ寄せられました相談件数でございますが、今年度につきましては1月末現在でございますけれども、448件でございます。内容につきましては、現在、新型コロナウイルス感染症の影響で、市民の皆さんで以前よりもインターネット通販を利用される方が増えておりますことから、それに絡んだ内容のものが非常に多くなっている現状でございます。

○角委員長

ほかに質疑はありませんか。

○林（修）委員

それでは、31ページの商工業振興費の委託料が減額になっていますよね。当初予算でいうと約174万円を計上してあったと思うんですけど、それは間違いはないですか。

○富谷商工観光課長

今年度の業務委託につきましては、当初予算は40回分で110万円の計上でございます。

○林（修）委員

商工業振興費としては174万円が計上されていますよね、この予算書には。私の見方が違うのかな。商工業振興費174万5千円で、その中に事業費、役務費、委託料が110万円

で入っていますよね。それはそれでいいですね。大丈夫ですか。

○富谷商工観光課長

委員さんのおっしゃるとおりでございます。

○林（修）委員

あえてこれを申し上げたのは、八街の商工費は非常に全予算の中で少ない。少ない予算で頑張ってもらっていて、商工業についても、もっともっと促進していかなくちゃいけないと私は思っているんですけども、コロナ禍で減額になったのは大変残念だなと思うんですね。私はむしろ補正して、もっともっとお金をかけて、八街の商工業が振興していくようにという願いがあるんですけども、この辺についてはどうなんですか。

○富谷商工観光課長

今年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大がまだ治まったとは言えませんので、なかなか従来のやり方、こういったイベント等への参加というのは難しい状況にございました。しかしながら、特に市外の方に向けて出店してPRするという事は、特産品の宣伝効果は非常に高いということもありますし、また行った先の地域間での交流ということも非常に図れるものでございますので、今後も、今回は減額となりますけれども、今後もこの事業については継続して実施してまいりたいと考えております。

また、今後の商工業の活性化につながるものとしてのコロナ禍でのやり方というものについては、引き続き今後も検討してまいりたいと考えております。

○林（修）委員

今回はコロナ禍ということで、大変な社会状況の中でのことですから、やむを得ないなとは思いますが、ただやっぱりコロナ禍であっても八街の商工業がどんどん振興して行って、やり方は難しいかもしれませんが、やっぱり救済していく何らかの形を、こちらとしては手を差し伸べていく方策があってもいいのかなと思いますので、ぜひ八街の商工業がますます元気よく活性化していくために、商工観光課の頑張りを期待していますので、よろしくをお願いします。

○角委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○角委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了いたします。

次に、歳出7款土木費について、提案者の説明を求めます。説明は補正予算書の項目順にお願いいたします。

○中込道路河川課長

それでは、補正予算書の31ページをご説明いたします。

7款土木費、2項道路橋りょう費について、ご説明いたします。

2目道路維持費は補正前の額から183万2千円を減額し、補正後の額を2千76万円とす

るものでございます。

道路安全対策事業費 1 8 3 万 2 千円の減額につきましては、主要市道に接している森林で台風等による倒木に起因する通行止めや停電などの被害を未然に防止する対策として、実施いたしました市道 1 1 5 号線砂地区の立木の伐採等の市道等周辺森林整備業務が完了したことにより、執行残額分を減額するものでございます。

○和田都市整備課長

同じく補正予算書の 3 1 ページをご覧ください。

4 項都市計画費、1 目都市計画総務費について、ご説明いたします。

事業費の補正はありませんが、財源内訳につきましては、2 2 2 万 7 千円を、一般財源から県支出金 2 2 万 7 千円、地方債 2 0 0 万円に財源組替えしようとするものです。

県支出金 2 2 万 7 千円につきましては、県移譲事務交付金で、開発行為の許可申請の受理に伴う事務交付金と、建築物の指定に係る申請の受理等に伴う事務交付金の歳入に伴うものです。

地方債 2 0 0 万円につきましては、八街南口駅前広場照明等改修工事費に地域活性化事業債を充当したことによるものです。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○角委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○角委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了いたします。

次に、歳出 1 0 款災害復旧費について、提案者の説明を求めます。

○中込道路河川課長

それでは補正予算書の 3 7 ページ、1 0 款災害復旧費、1 項公共土木施設災害復旧費について、ご説明いたします。

1 目道路橋りょう災害復旧費は、補正前の額から 1 千 7 6 5 万 1 千円を減額し、補正後の額を 4 千 2 3 5 万円とするものでございます。

道路橋りょう災害復旧事業費 1 千 7 6 5 万 1 千円の減額につきましては、令和元年 1 0 月の豪雨により道路部分が洗掘されて陥没しました砂地区の市道 2 1 9 号線の道路復旧工事が完了したことにより、執行残額分を減額するものでございます。

以上で、1 0 款災害復旧費のご説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○角委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○角委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了いたします。

次に、第2表繰越明許費補正1追加の内5款農林水産業費について、提案者の説明を求めます。

○相川農政課長

補正予算書の6ページをご覧ください。

第2表繰越明許費補正1追加の内5款農林水産業費につきまして、ご説明いたします。

1項農業費、被災農業施設等復旧支援事業費につきましては、本事業による農業用パイプハウス等の復旧や補強は年度末までに9割以上の完成を見込んでいるところでございますが、年度末までに完了する補助金の支払い及び再建等に係る事業の遅延状況等を踏まえ、4月以降に事業完了がずれ込むことも見込まれるため、あらかじめ繰越明許するものです。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○角委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○角委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了いたします。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○角委員長

討論がなければ、これで討論を終了いたします。

これから、議案第9号、令和2年度八街市一般会計補正予算中、当委員会付託分についてを採決いたします。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○角委員長

起立全員です。議案第9号中、当委員会付託分は原案のとおり可決されました。

会議中ですが、ここで10分間休憩いたします。休憩後は議案第13号から審査を行います。

(休憩 午前10時52分)

(再開 午前11時03分)

○角委員長

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第13号、令和2年度八街市下水道事業会計補正予算についてを議題といたします。提案者の説明を求めます。

○中村下水道課長

それでは、議案第13号、令和2年度八街市下水道事業会計補正予算第3号について、ご説

明いたします。

補正予算書の1ページをご覧ください。

初めに、第2条業務の予定量の補正ですが、汚水整備事業につきまして、既決予定額から6千619万2千円増額し、1億6千65万2千円に改めようとするものです。

次に、第3条収益的収入及び支出ですが、補正予算書の5ページ、令和2年度八街市下水道事業会計補正予算第3号実施計画書をご覧ください。

収入1款下水道事業収益につきまして、既決予定額から818万5千円減額し、補正後の額を8億2千594万1千円に改めようとするものです。

その内訳ですが、1項営業収益は1千万円減額し、2億4千455万2千円とするものです。これは、固定資産台帳の精査により、マンホール蓋交換に係る経費を、3条の収益的支出から4条の資本的支出へ移動することに伴い、その財源の国庫補助金を4条の資本的収入へ移動することによるものです。

2項営業外収益は16万2千円増額し、5億7千973万6千円とするものです。これは、2目長期前受金戻入の増額によるものです。

3項特別利益は、流域下水道事業臨時措置分と臨時財政特例債の償還に係る長期前受金を過年度収益過不足額として収益化したことにより、165万3千円の増額となったものです。

次に、支出1款下水道事業費用につきまして、既決予定額から2千990万9千円減額し、補正後の額を7億2千990万7千円に改めようとするものです。

その内訳ですが、1項営業費用は3千240万2千円減額し、6億4千805万5千円とするものです。これは、主に2目下水道管渠費について、マンホール蓋交換を3条の収益的支出から4条の資本的支出へ移動したことにより2千417万5千円の減、4目流域下水道維持管理負担金は当年度支出見込額の確定により1千207万5千円の減、4目減価償却費は有形固定資産減価償却費42万円の増、6目資産減耗費は固定資産除却費336万1千円の増とするものです。

また、2項営業外費用につきましては、当年度支出見込額の精査により消費税及び地方消費税納税予定額249万3千円を増額し、6千303万7千円とするものです。

次に、第4条資本的収入及び支出ですが、収入1款資本的収入につきまして、既決予定額に6千660万円増額し、補正後の額を2億7千192万6千円に改めようとするものです。

その内訳ですが、1項企業債は3千660万円増額し、1億5千440万円とするものです。これは、1目建設企業債としてマンホール蓋交換を3条の収益的支出から4条の資本的支出へ移動したことによるもの、及び令和2年度の国の3次補正を活用したマンホール蓋交換工事の追加執行による公共下水道事業債の増、並びに支出見込額の確定による流域下水道事業債の増によるものです。

また、3項補助金につきましては、マンホール蓋交換を3条の収益的支出から4条の資本的支出に移動したことによる国庫補助金1千万円、及び令和2年度の国の3次補正を活用したマンホール蓋交換工事の追加執行による2千万円、計3千万円を増額し、6千500万円と

するものです。

次に、支出1款資本的支出につきましては、既決予定額に6千456万3千円増額し、補正後の額を5億1千289万7千円に改めようとするものです。

その内訳ですが、1項建設改良費、2目汚水管渠建設改良費につきましては、主なものとしてマンホール蓋交換を3条の収益的支出から4条の資本的支出へ移動したことによる工事費2千426万5千円、及び令和2年度の国の3次補正を活用したマンホール蓋交換工事の追加執行により4千199万3千円、計6千619万2千円を増額し、1億6千65万2千円とするものです。

また、3目流域下水道建設負担金につきましては、支出見込額の確定により162万9千円減額し、1千121万4千円とするものです。

補正予算書の1ページにお戻りください。

中段の第4条の括弧書きについてですが、補正後の資本的収支の財源不足につきましては、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額は、補正前の額から203万7千円減の2億4千97万1千円となり、当年度分の消費税及び地方消費税資本的収支調整額672万1千円、引継金4千168万4千円、当年度分の損益勘定留保資金1億3千596万3千円及び当年度利益剰余金処分量5千660万3千円で補填することに改めるものです。

続いて、2ページになりまして。

第5条企業債についてですが、表中、公共下水道事業7千20万円を9千270万円に、流域下水道事業1千30万円を880万円に改めるものです。

次に、第6条議会の議決を経なければ流用することができない経費についてですが、予算第8条に定めた職員給与費につきまして、既決予定額に9万1千円増額し、補正後の予算額を8千548万9千円に改めるものです。

次に、第7条利益剰余金の処分ですが、予算第10条に定めた額から714万3千円減額し、5千660万3千円に改めるものです。

以上で、令和2年度八街市下水道事業会計補正予算第3号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○角委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○角委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了いたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○角委員長

討論がなければ、これで討論を終了いたします。

これから、議案第13号、令和2年度八街市下水道事業会計補正予算についてを採決いたし

ます。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○角委員長

起立全員です。議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号、令和2年度八街市水道事業会計補正予算についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

○海保水道課長

それでは、議案第14号、令和2年度八街市水道事業会計補正予算第3号について、ご説明いたします。

補正予算書の1ページをお開きください。

第2条収益的収入及び支出ですが、支出第1款水道事業費用につきましては、既決予定額から4千円を減額し、10億8千467万5千円としようとするものです。

内訳ですが、5ページの実施計画書をご覧ください。

令和2年度八街市水道事業会計補正予算実施計画書の収益的収入及び支出ですが、支出第1款水道事業費用、第1項営業費用、第2目配水及び給水費を10万円増額するもので、これは賞与引当金繰入額の増額によるものです。

次に、第4目総係費を1万4千円減額するもので、こちらも賞与引当金繰入額の減額によるものです。

1ページにお戻りください。

第3条資本的収入及び支出ですが、支出第1款資本的支出につきましては、既決予定額に20万2千円を増額し、3億1千855万3千円としようとするものです。

内訳ですが、6ページの資本的収入及び支出をご覧ください。

支出第1款資本的支出、第1項建設改良費、第2目施設費を20万2千円増額するもので、これは賞与引当金繰入額の増額によるものです。

2ページにお戻りください。

第4条議会の議決を経なければ流用することができない経費ですが、これは予算第9条中に定めた職員給与費の既決予定額に19万8千円を増額し、8千257万6千円としようとするものです。

以上で、議案第14号、令和2年度八街市水道事業会計補正予算第3号について、ご説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○角委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○林(修)委員

すみません。聞き間違いかもしれないけれども、5ページの第1項営業費用の第2目配水及び給水費、補正予定額を10万円とおっしゃったように聞こえましたけど。

○海保水道課長

申し訳ございません。1万円でございます。ありがとうございます。

○角委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○角委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了いたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○角委員長

討論がなければ、これで討論を終了いたします。

これから、議案第14号、令和2年度八街市水道事業会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○角委員長

起立全員です。議案第14号は原案のとおり可決されました。

会議中にはありますが、ここで10分間休憩いたします。再開後は、議案第19号、議案第20号の審査を行います。

(休憩 午前11時18分)

(再開 午前11時23分)

○角委員長

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第19号、令和3年度八街市下水道事業会計予算についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

○中村下水道課長

それでは、議案第19号、令和3年度八街市下水道事業会計予算について、ご説明いたします。

予算書の1ページをお開きください。

初めに、第2条業務の予定量ですが、処理区域内人口を1万9千333人、年間有収水量を162万2千622立方メートルと見込むものでございます。

また、主な建設改良事業といたしまして、雨水整備事業費につきましては5千544万円、前年度と比較しますと1千344万円、32パーセントの増。

汚水整備事業費につきましては1億3千463万1千円、前年度と比較しますと3千956万3千円、41.6パーセントの増を予定しております。

次に、第3条収益的収入及び支出ですが、予算書の5ページ、実施計画書をご覧ください。
初めに、収入1款下水道事業収益8億4千946万5千円は、前年度と比較しますと5千797万8千円、7.3パーセントの増を見込んでおります。

その内訳ですが、1項営業収益2億5千310万7千円は、前年度と比較しますと663万4千円、2.6パーセントの減となっており、1目下水道使用料2億5千310万7千円、2目他会計負担金195万9千円は、大池調整池の維持管理に係る道路管理者からの負担金、3目その他営業収益8万5千円は、指定下水道工事店継続等手数料13件分でございます。

次に、2項営業外収益5億9千487万8千円は、前年度と比較しますと6千313万2千円、11.9パーセントの増となっており、主なものとして、1目他会計補助金2億9千235万1千円は、雨水及び分流式下水道等に要する経費ほかに係る一般会計補助金、2目長期前受金戻入3億249万6千円は、償却資産を取得した際の国庫補助金などの財源を収益化したものでございます。

次に、3項特別利益148万円は皆増で、流域下水道事業臨時措置分の過年度収益過不足額として収益化したものでございます。

次に、支出1款下水道事業費用7億3千452万4千円は、前年度と比較しますと4千40万9千円、5.2パーセントの減を予定しております。

その内訳ですが、1項営業費用6億7千599万円は、前年度と比較しますと2千559万円、3.6パーセントの減で、主なものとして1目雨水管渠費1千102万2千円は、大池調整池維持管理業務等費用、2目污水管渠費1千743万9千円は、マンホールポンプ等污水施設維持管理業務施設の光熱水費及び下水道台帳システム委託料等費用、3目総係費8千240万8千円は損益勘定職員8名分の人件費等経費、4目流域下水道維持管理負担金は1億2千279万8千円を計上、5目減価償却費4億3千980万6千円は固定資産減価償却費、6目資産減耗費251万7千円は固定資産除却費でございます。

次に、2項営業外費用5千740万円は、前年度と比較しますと286万2千円、5.2パーセントの増で、主なものとして、1目支払利息及び企業債取扱諸費4千916万円は企業債支払利息、2目消費税及び地方消費税823万円は納税予定額でございます。

次に、3項特別損失13万4千円は、前年度と比較しますと1千768万1千円、99.2パーセントの減で、令和2年度は公営企業会計適用初年度の措置として、令和元年度分の賞与引当金や消費税及び地方消費税納税予定額に相当する費用を計上していましたが、令和3年度は各科目へ計上していることから、減額となっております。

次に、4項予備費100万円は、不測の事態に対応するためのもので、前年度と同額を計上しております。

6ページをご覧ください。

続いて、第4条資本的収入及び支出ですが、初めに収入第1款資本的収入2億4千429万9千円は、前年度と比較しますと4千40万8千円、19.8パーセントの増を見込んでおります。

その内訳ですが、1項企業債1億3千490万円は、前年度と比較しますと1千660万円、14.0パーセントの増で、公共下水道事業に係る建設企業債等でございます。

次に、2項他会計補助金3千290万8千円は、前年度と比較しますと13万3千円、0.4パーセントの増で、企業債の償還に要する経費に対しての一般会計補助金でございます。

次に、3項補助金5千900万円は、前年度と比較しますと2千400万円、68.6パーセントの増で、これは補助金として社会資本整備総合交付金事業における交付見込額を計上しておりますが、前年度収益的収入に計上していたマンホール蓋交換に係る交付見込額を資本的収入に移動したことによるものでございます。

次に、4項負担金1千749万1千円は、前年度と比較しますと32万5千円、1.8パーセントの減で、これは1目下水道事業受益者負担金286万1千円及び2目工事負担金1千463万円は大池調整池整備事業に係る道路管理者からの工事負担金でございます。

続きまして、支出1款資本的支出5億819万9千円は、前年度と比較しますと5千926万7千円、13.2パーセントの増を見込んでおります。

その内訳ですが、1項建設改良費2億1千13万2千円は、前年度と比較しますと6千22万1千円、40.2パーセントの増で、主なものとして、1目雨水管渠建設改良費5千544万円は大池調整池整備工事及び一区コミュニティセンター付近の道路冠水解消のため雨水枝線実施設計業務等を計上、2目汚水管渠建設改良費1億3千463万1千円は資本勘定職員3名分の人件費、汚水枝線整備工事及びマンホール蓋の更新交換、ストックマネジメント計画に基づく汚水管渠の調査等を計上、3目流域下水道建設負担金2千6万1千円は、印旛沼流域下水道建設負担金でございます。

次に、第2項企業債償還金2億9千806万7千円は、前年度と比較しますと95万4千円、0.3パーセントの減で、企業債元金償還金でございます。

下水道事業会計予算書の1ページにお戻りください。

中段の第4条の括弧書きについてですが、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億6千390万円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額705万5千円、当年度分損益勘定留保資金1億3千834万7千円、繰越利益剰余金処分額3千210万7千円及び当年度利益剰余金処分額8千639万1千円で補填するものです。

次に、第5条債務負担行為につきましては、2ページをお開きください。

下水道使用料徴収業務、令和3年度から令和8年度までの期間、限度額8千340万3千円と定めるものでございます。

次に、第6条企業債ですが、これは起債の目的、限度額、起債の方法などを定めるもので、令和3年度に実施する公共下水道事業などについて起こす企業債について、定めるものでございます。

次に、第7条一時借入金ですが、これは年度途中において、収入の時期により一時的な資金不足があった場合の借入限度額を1億円と定めるものでございます。

次に、第8条予定支出の各項の経費の金額の流用ですが、これは流用することができる場合

を営業費用及び営業外費用間の流用と定めるものでございます。

次に、第9条議会の議会を経なければ流用することができない経費ですが、これにつきましては職員の給与費8千762万6千円と定めるものでございます。

次に、第10条他会計からの補助金ですが、これは下水道事業運営のため、一般会計から補助金として受け入れる額を3億2千525万9千円と定めるものでございます。

次に、第11条利益剰余金の処分ですが、これは繰越利益剰余金のうち3千210万7千円及び当年度利益剰余金のうち8千639万1千円は、減債積立金1億1千849万8千円として処分するものでございます。

次に、第12条たな卸資産購入限度額は40万7千円と定めるものでございます。

なお、下水道事業会計予算に関する説明資料として、7ページ以降の予定キャッシュ・フロー計算書、給与費明細書、債務負担行為に関する調書、予定貸借対照表、予定損益計算書、重要な会計方針などの注記に記載のとおりでございます。

以上をもちまして、令和3年度八街市下水道事業会計予算の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○角委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○桜田委員

若干お伺いいたします。

業務の予定量でございますけれども、処理区域内の人口1万9千人となっておりますけれども、世帯数にすると何件になるか、分かりますか。

○中村下水道課長

すみません。今はちょっと資料がないので、後で調べてお伝えしたいと思います。

○桜田委員

今の市内を見ていると、いわゆる処理区域内での一戸建てが結構増えているように見受けられるんですね。そういう意味で、前年度と比べて、その辺の世帯数が分かると、人口も当然増えてくるのかなと思うんですが、処理区域内人口は去年からどのぐらいの増になっているんでしょうか。

○中村下水道課長

令和2年度予算当時の処理区域内人口は1万9千621人でございまして、今回の予算のときの人口といたしましては288人、1.5パーセントの減です。

○桜田委員

現在の処理区域内で未接続、まだ接続していないお宅、人口はどのぐらいの比率になるんですか。

○中村下水道課長

すみません。先ほどの処理区域内人口1万9千333人に対する世帯数は8千728世帯ということなんですけど、接続されていない世帯数はちょっと資料がなくて、また調べさせてい

ただきます。

○桜田委員

下水道事業を円滑に進めるためには、やはり接続者を増やしていく、これが必須の条件だと思うんですけども、その辺をちょっとお聞きしたいと思ったんですが、数字が出ないというのでは仕方ありませんけれども、この点について、どのような形で普及活動を進めていこうと、来年度以降、思っているのか、考えがあれば、お伺いします。

○中村下水道課長

下水道が整備されているところに関しましては、八街市の下水道の区域というのは用途地域の中でやられているんですけども、その中でまだ畑が多い部分もございまして、家が建っていない状況でございますので、それなりに普及率が低い部分もございまして、家を建てられている中では水洗化率としては85パーセントぐらいあるかと思っておりますので、その方々につきましては接続されていると。今後につきましては、いまだに接続されていなくて浄化槽で処理されている方がいらっしゃいますので、それにつきましては広報やちまたやホームページ等でお知らせしているところでございまして、何かの機会、例えば建て替えとか、そういった機会に関しましては公共下水道に速やかに接続していただいているという状況でございます。

○桜田委員

(3)の汚水整備事業、来年度はどの地域を計画されているのか、分かりますか。

○中村下水道課長

汚水整備につきましては、県道成東酒々井線の四区、遠藤内科さんの周辺の県道を横断するための推進工事を行って、それに枝線が後に接続されるわけですけども、ちょっと重要な工事がございまして、それを1件予定しております。

それと、榎戸地先の泉台の北側で延長約110メートル程度を予定してございます。

○桜田委員

はい、分かりました。

○小澤委員

何点か確認させてください。

今年度でしょうか、耐震の問題で更新工事を行ったということですが、耐震工事は今年度じゃないのか、昨年度か。

○中村下水道課長

先ほど補正の段階でお話しさせていただいた耐震工事というのは平成28年度と29年度の2か年で、榎戸幹線というところを、成東酒々井線から朝陽小学校の方へ向かった市道になるんですけど、そこに榎戸幹線というのが、内径1千ミリメートルの管がございまして、軌道横断部分と水道の第5水源のある2スパンぐらいの耐震工事をいたしました。

○小澤委員

すみません。ありがとうございました。

下水管の耐用年数というのは、どれぐらいのものが埋設されているんでしょうか。

○中村下水道課長

コンクリート製品、ヒューム管と申しましょうか、コンクリート製品ですと耐用年数は50年と言われております。それに関しては、使用されている水質によって若干異なるかとは思いますが、八街の場合ですとストックマネジメント計画もしくはその前の長寿命化計画とかで管路にカメラを入れて調査したことがございますけれども、その段階ではひどい腐食というものは見られておりませんので、たまに、何というんですか、マンホールとかの接続部分から水が差し込んでいたりとか、そういった程度のものはございます。

耐震に関しましては、震度レベル1、2みたいな形の規定がございましてけれども、地盤と耐震の規定が合わない部分があると破損してしまうということから、強度を上げたという工事でございますので、現在の八街に関しましては耐用年数が過ぎているものはございません。

○小澤委員

ありがとうございます。

そうなる、しばらくは更新工事というか、そういった工事は予定されていないということでもよろしいでしょうか。それとも、この先も更新工事を計画されていらっしゃるのか、その辺もちょっと伺います。

○中村下水道課長

耐用年数による更新工事というよりは、今現在、管路調査をまた新たに、今までのものよりももう少し広範囲に、補助金を使ってやっているわけなんですけれども、その調査によって、耐用年数が来ていなくても若干、製品にひびが入っていたり、そこから地下水が差していたり、もしくは管路と取付管の接続口から木の根が入っていたり、そういったものがあつた場合は補修するわけなんです、そういう修繕になりますと、ちょっと補助金がもらえないものですから、その辺はまた予算との兼ね合いで進み具合は変わりますけれども、完全に強度が保たれないなという部分がある場合は調査中にございましたら、それは計画的に補修また改修していきたいと考えております。

○角委員長

ほかに質疑はありませんか。

○桜田委員

1点お願いなんですけれども、一般会計では、いわゆる概要説明書等を作ってもらって、大変細かい内容の資料を提供してもらっているんですが、下水道事業というのはなかなか難しいですね、そういう意味で分かりやすい資料、例えば来年度事業計画はここですよとか、地図なり、そういうものを添付してもらえると大変審議しやすいかなと思うので、ぜひ、要望しておきますので、よろしくお願ひします。

○中村下水道課長

先ほどの桜田委員からのご質問ですけれども、処理区域内人口に対する予定の世帯数として8千728世帯ということで答弁させていただきました。それにつきまして、今現在、接続

されている世帯が7千680世帯で、人口にいたしますと1万7千586人ということになります。

それから未接続の世帯、こちらが1千48世帯で、人口にいたしますと1千747人。こちらでまだ接続が完了されていないということでございます。

○角委員長

よろしいですか。ほかに質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○角委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了いたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○角委員長

討論がなければ、これで討論を終了いたします。

これから、議案第19号、令和3年度八街市下水道事業会計予算についてを採決いたします。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○角委員長

起立全員です。議案第19号は原案のとおり可決されました。

議案第20号、令和3年度八街市水道事業会計予算についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

○海保水道課長

それでは、議案第20号、令和3年度八街市水道事業会計予算について、ご説明いたします。

令和3年度八街市水道事業会計予算書をご参照ください。

1ページをお開きください。

初めに、第2条業務の予定量ですが、年度末の給水件数を1万5千371戸、年間総配水量を360万190立方メートル、1日平均配水量を9千864立方メートルと見込むものです。また、主な建設改良工事といたしまして、配水管更新工事を予定しております。

次に、第3条収益的収入及び支出と第4条資本的収入及び支出ですが、予算書の5ページ、令和3年度八街市水道事業会計予算実施計画書をご覧ください。

初めに、収入第1款水道事業収益12億1千504万9千円で、前年度と比較しますと67万5千円、0.1パーセントの減となっております。

この内訳ですが、第1項営業収益は8億1千11万8千円で、前年度と比較しますと298万8千円、0.4パーセントの増です。その主なものは、第1目給水収益です。

次に、第2項営業外収益は4億493万1千円で、前年度と比較しますと366万3千円、0.9パーセントの減です。その主なものは、第3目補助金です。

続きまして、支出第1款水道事業費用10億7千107万円で、前年度と比較しますと27

5万1千円、0.3パーセントの増となっております。

この内訳ですが、第1項営業費用は10億1千807万3千円で、前年度と比較しますと800万2千円、0.8パーセントの増です。その主なものは、第2目配水及び給水費、第4目総係費です。

予算書の6ページをご覧ください。

次に、第2項営業外費用は5千199万7千円で、前年度と比較しますと525万1千円、9.2パーセントの減です。その主なものは、第1目支払利息及び企業債取扱諸費です。

次に、第3項予備費は100万円で、前年度と同額です。

続きまして、資本的収入及び支出ですが、初めに、収入第1款資本的収入7千789万8千円で、前年度と比較しますと441万9千円、5.4パーセントの減となっております。

この内訳ですが、第1項企業債6千700万円で、前年度と比較しますと560万円、9.1パーセントの増です。これは管路近代化事業に係る企業債です。

次に、第2項出資金670万4千円で、前年度と比較しますと186万8千円、38.6パーセントの増です。これは水道管路耐震化事業に伴う一般会計からの出資金です。

次に、第3項工事負担金419万4千円で、前年度と比較しますと1千188万7千円、73.9パーセントの減です。これは、上水道施設等の移転に係る工事負担金の減です。

続きまして、支出第1款資本的支出3億1千279万5千円で、前年度と比較しますと380万3千円、1.2パーセントの減となっております。

この内訳ですが、第1項建設改良費は1億1千587万4千円で、前年度と比較しますと597万8千円、4.9パーセントの減です。その主なものは、第2目施設費です。

次に、第2項企業債償還金は1億9千662万1千円で、前年度と比較しますと217万5千円、1.1パーセントの増です。これは企業債元金の償還金です。

予算書の1ページにお戻りください。

第4条の括弧書きは、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額を当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額765万8千円、過年度分損益勘定留保資金8千723万9千円、及び減債積立金1億4千万円等で補填するものです。

予算書の2ページをお開きください。

第5条債務負担行為ですが、八街市水道料金徴収事務委託について、その期間を令和3年度から令和8年度まで、限度額を2億4千55万2千円に定めるものです。

第6条企業債ですが、これは起債の目的、限度額、起債の方法などを定めるもので、令和3年度に実施する管路近代化事業に係る企業債について、定めるものです。

第7条一時借入金ですが、これは一時借入金の限度額を1億5千万円と定めるものです。

第8条予定支出の各項の経費の金額の流用ですが、これは流用することができる場合を営業費用及び営業外費用間の流用と定めるものです。

次に、第9条議会の議決を経なければ流用することができない経費ですが、これは職員の給与費を8千297万円と定めるものです。

次に、第10条他会計からの補助金ですが、これは営業対策費及び一般会計繰出基準に基づく児童手当に要する経費などを補助金として受け入れる額を1億6千83万6千円と定めるものです。

次に、第11条たな卸資産購入限度額ですが、これはたな卸資産の購入限度額を2千63万7千円と定めるものです。

なお、八街市水道事業会計予算に関する説明資料として、7ページ以降に八街市水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書、給与費明細書、債務負担行為に関する調書、八街市水道事業会計予定貸借対照表、重要な会計方針などの注記、八街市水道事業会計予定損益計算書が掲載されておりますので、ご参照ください。

以上で、議案第20号、令和3年度八街市水道事業会計予算の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○角委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○桜田委員

第2条の関係でお伺いいたします。

八街の人口は先月も若干伸びて、今月も伸びているという状況にありますけれども、私が上水道委員をやっていた頃は、毎年110件ぐらいの給水増がずっと続いていたんですが、来年度は358件を見込んでいるということですが、この中で逆に年間総配水量は1万328立方メートルぐらい減っているんですね。この辺についてはどのようなお考えをお持ちなんでしょうか。

○海保水道課長

給水件数につきましては確かに増えておりますが、逆に給水人口については、決算を含め、減少している現状でございます。節水型給水機の普及など、1人当たりの消費量が減少しているのではないかと考えております。

○桜田委員

駅の近くでも旅館が廃業になって更地になって、何ができるか分かりませんし、また近くの大きな病院も更地になりまして、不動産屋の看板が立っているので、多分、一戸建てができるのだろうと。そういうものを見込んでの計画なんでしょうか。

○海保水道課長

こちらの件数につきましては、令和元年度と令和2年度の上半期の伸び率、また決算の伸び率等を勘案しまして、この数字にいたしました。

○桜田委員

申し訳ないですけれども、過去5年ぐらいの件数の伸びが分かれば、もし数字を押さえたいらば、お聞きしたいと思うのですが。

○海保水道課長

すみません。給水戸数ではなくて給水人口で、決算の数字なんですけれども、平成27年度

が3万7千833人、平成28年度が3万7千491人、平成29年度が3万6千959人、平成30年度が3万6千401人、令和元年度が3万5千835人ということで、給水人口自体は減っているという状況になっています。

○桜田委員

次に、(4)ですけれども、一般質問でもちょっと話があったんですけれども、配水管の更新工事。計画だと年1キロメートルぐらいはやっていきたいという計画があったと思うんですが、去年はどうも大変少なかったと。

来年度の計画はどのぐらいを見込んでいるんですか。

○海保水道課長

来年度の更新工事につきましては、一応3本を予定しております。距離数につきましては349メートルを予定しています。

○桜田委員

大変少ないし、計画だと50年ぐらいで計画されていますよね、これは当然、計画の見直しを、初期の段階でせざるを得ない状況だと思うんですけれども、やっぱり財政的な面が大きいということですか。

○海保水道課長

委員のおっしゃるとおり、財政的な面もごさいますが、管路と併せて、水を送るための配水場、配水ポンプ、配水池、もろもろの現地設備等、こちらの方も老朽化が進んでおりますので、そちらの改修の方も同時に進めていかなければいけないところでございますので、どうしても管路だけに集中してというのはなかなか難しい状況でございます。

○桜田委員

ちょっと予算書をよくまだ見ていないので、あれなんですけれども、大木配水場は台風被害で屋根が壊れていますけれども、来年度予算に入っていますか。

○海保水道課長

そちらにつきましては、来年度予算で早々に着手したいと考えております。

○角委員長

よろしいですか。ほかに質疑はありますか。

○林(修)委員

1ページ、今のと完全に重なるかもしれませんが、給水件数が1万5千371戸と。これは市の全体の戸数の何パーセントになっているんですか。

○海保水道課長

普及率でよろしいかなと思うんですけれども、大体51パーセントから2パーセントぐらいではないかと。

○林(修)委員

約半分ぐらいと。

やっぱり住民が生活していく上で、水というのは大変大きなウエートを占めているものです。

八街に来て、おいしい水を安く飲めるという環境があれば、人口も増えていくのかなと思います。ここへ来て、八街の人口が何と珍しく、最近になって3か月続いて増えていますよね。これはやっぱり八街の魅力を感じて来ていただいた方々だと思うんです。私がここで心配しているのは、生活していて、より八街はいいなと思える環境を整備していかなきゃいけないのかなと思うんですが、データの的には少し弱い、逆の現象に行っているような気がします。ですから、せっかく来た、八街に帰ってきていただいた人口は逃がさない、またさらに少しでもいいから増やすということを考えたときに、水道の重要性は大きなものだと考えます。したがって、ぜひいろんな英知を絞っていただいて、おいしい水を安く提供して、なおかつ水道の給水を増やしていくということに、課題はありますけど、ご努力いただきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

○角委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○角委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了いたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○角委員長

討論がなければ、これで討論を終了いたします。

これから議案第20号、令和3年度八街市水道事業会計予算についてを採決いたします。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○角委員長

起立全員です。議案第20号は原案のとおり可決されました。

以上で付託された案件の審査は全て終了いたしました。

経済建設常任委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(閉会 午後 0時09分)

上記会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

令和 年 月 日

八街市議会経済建設常任委員長

八街市議会経済建設常任委員

八街市議会経済建設常任委員

※発言の取り消し及び訂正の表記について

- 発言の取り消し**=発言の内容を記載せず、棒線(——)により表示しています。
- 発言の訂正**=発言のとおり記載してあります。その際、訂正部分にアンダーライン(ooo)を引き、会議中に発言が訂正されたことを示してあります。